

# 「令和6年度 診療報酬改定講習会」

## 講演抄録

演題：令和6年6月実施の診療報酬改定内容等について

令和6年（2024年）6月1日から社会保険診療報酬の改定が実施された。

歯科技工士に関連する主な点は以下の3点。

1. 「歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置分」として0.28%が盛り込まれた
2. 光学印象によるCAD/CAM インレーが保険収載された
3. 歯科技工士連携加算の収載および歯科技工所との情報通信機器を用いた連携の評価も盛り込まれた

他、関連する改定内容は、金属歯冠修復の増点、有床義歯、鑄造鉤、線鉤、コンビネーション鉤等の製作点数の増点、CAD/CAM 冠の算定方法レジン前装金属冠の評価の見直し等が行われた。

安全で質の高い歯科補てつ物等を安定的に供給するために、歯科医療機関、歯科技工所の双方が、保険点数について共通認識を持ち適正な歯科技工料金での委託・受託が行われなければならない。

本講演では、令和6年（2024年）6月1日実施の歯科診療報酬改定を踏まえた歯科技工関連部門の内容を解説する。